プラスチック資源の 分け方と出し方

大仙市役所 生活環境課 廃棄物班

1. 分別のしかた

▶ プラスチック資源として出せるものは、プラスチックリサイクルマークの付いた「容器包装プラスチック」とマークの付いていない「プラスチック100%の製品」が対象です。







このリサイクルマークが 容器包装プラスチックの目印

色々な商品にプラスチックリサイクルマークがついているので、よく確認してください。

・容器包装のどの部分が プラスチックかを示して います。



ボトル:PP キャップ:PS ・プラスチック部分の素材 の種類を表示

PP:ポリプロピレン

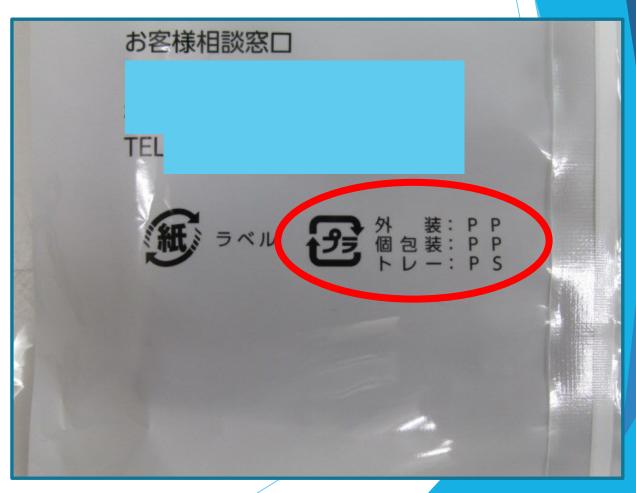
PS:ポリスチレン など

▶ 商品の裏面などでマークを確認して、プラスチック製の部分を分別してください



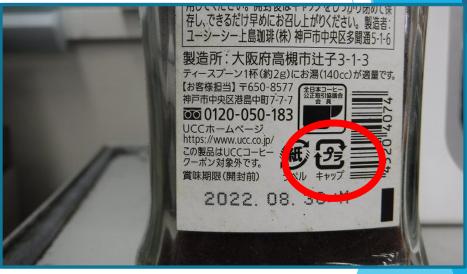


マークの表示で、 プラスチックの部分 を確認して分別



▶ 分別表示の例





○台所用洗剤のボトル

ボトルとキャップがプラスチック

○インスタントコーヒーの<mark>びん</mark> キャップがプラスチック

▶ 紙の部分があるものは、取り除いてください



○このタイプのヨーグルトは、ふたとカップのまわりの ラベルが紙です

▶ 汚れを落としてから捨ててください





・中身を使いきって、水かお湯で 軽くすすいでください。

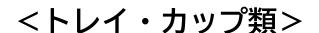


・中身や固形物が残らないように。 (色は残っても可)

・歯みがきチューブは洗いにくい ので、中身を使いきるだけで可。

▶ 汚れを落としてから捨ててください





・中身や固形物が残らないように、水かお湯で軽くすすいでください。(色は残っても可)

- 1
- ・洗剤を使って洗う必要はありません。
- ・油や臭い、汚れが落ちないものは「燃やせるごみ」へ。

3. 製品プラスチック

製品プラスチック



食器、玩具、文具、生活 雑貨等の品目のうち、全 てがプラスチック製であ り、おおむね30 cm以内 の製品。(汚れが付着し ている物は除く。)

- ○金属やプラスチック以外の素材は取り除いて排出
- ○乾電池を使用した製品は全て対象外

3. 製品プラスチック

- 製品プラスチックを出す際は、次のことに 気を付けてください
- ・30センチ以上の大きいもの、長いもの等は細かく割る、切る。
- ・レジ袋などの小袋に入れてまとめず、直接、 指定のごみ袋に入れる。
- 小さくまとめるためにセロハンテープなどで 巻かない。



4. プラスチック資源の出し方

- ▶ プラスチック資源専用の袋を使用し、袋に集積所番号または町内名と名前を記入してください。
- 容器包装プラスチックと製品プラスチックを<u>まとめて</u> 同じ袋に入れて出してください
- ▶ 隔週月2回の専用収集日に、普段使用している集積場所に出してください。(収集日は、ごみカレンダーをご覧ください。)



5. 排出できないもの

回収できない品目について

以下のプラスチック製品は回収対象外となります。入れないようにご協力お願いします。





使用済 小型電子機器





リチウムイオン電池や ライター等

- ※リチウムイオン電池等の混入にご注意ください。
 発火や火災につながります。
- ※簡単に汚れが落ちないものは燃やせるごみとして ください。
- ※ペットボトルは一括回収の対象には含まれません。

5. 排出できないもの

- ▶ペットボトルの取扱いについて
- ・ペットボトル本体はプラスチック 資源収集の対象ではありません。
- ・ラベル、キャップは容器包装プラスチックですので分別排出できます。

ペットボトル本体はこれまでどおり の分別方法での排出をお願いします



5. 排出できないもの

- トその他の注意点
 - 製品で素材が不明なもの(ゴム、シリコン、 アクリルなど)は燃やせるごみへ出してくだ さい。

・プラスチック製のまな板は非常に硬く、機械の 故障の原因となるので入れないでください。

6. よくある質問

- ▶値札やシールは剥がさなければならないですか?
 - A. きれいに剥がす必要はないですが、 できる範囲で剥がしてください。



6. よくある質問

- 燃やせるごみにプラスチック資源が入っていると 回収されませんか?
 - A. 完全分別ではないので回収されますが、 できるだけ分別に御協力をお願いします。

